

公示送達書

地方税法第20条の2及び石垣市税条例第18条に基づき、下記の者に対する下記書類を公示送達します。なお、下記公告の書類は、市長が健康保険課において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。

令和8年8月5日
石垣市長 中山 義隆

書類の送達を受けるべき者	送達する書類名
黒島 彬央	特別療養費の支給に係る事前通知書
大山 聖琉	特別療養費の支給に係る事前通知書
関 舞	特別療養費の支給に係る事前通知書
山前 哲也	特別療養費の支給に係る事前通知書

(注意) この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。